

## 社会福祉法人うちうみ会 次世代育成支援対策行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2025年3月31日

2. 内容

目 標： 年次有給休暇取得促進のための措置の実施

<対策>

2023年4月	職場ごとに当初計画期間中における有給休暇の取得状況を調査、分析する
2023年4月	当初の実施計画を見直し新たに計画的取得に向けた実施計画を策定する
2023年5月	全職員へ取組の趣旨について再周知する
2023年5月	計画的取得の実施方法について管理職へ説明
2023年10月	9月までの有給休暇取得日数の把握（モニタリング）
2023年10月～	特に取得日数の少ない職員について、年度末までに計画的に合計7日間以上取得するよう個別に取得促進を図る
2024年4月	有給休暇取得実績集計
2024年5月	職場へ実績を公表し、2024年以降も引き続き有給休暇取得の各職場での取り組みを推進する